

健感発第0423003号
平成15年4月23日

各 検 疫 所 長 殿

結核感染症課長
(公印省略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、4月3日付け健感発第0403002号通知により対応をお願いしているところですが、本日、WHOは、トロント、中国山西省、北京への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表しました。

既に、北京から本邦に到着する航空機については、4月21日付け健感発第0421001号通知より対応をお願いしているところですが、WHOの勧告を踏まえ、トロント便についても、質問票を配布し、航空機が到着後、検疫ブース内等で質問票を回収することとしましたので、トロント便が来航する検疫所におかれましては、適切な対応をお願いします。

なお、今後、WHOが伝播確認地域への不要不急の旅行を延期する旨の勧告を発表した場合は、当該地域から来航する航空機の乗員、乗客から質問票の回収を実施していただくよう併せてお願いします。